

秩父生協病院

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

□事業者の概要

- 名称：医療生協さいたま生活協同組合
- 住所：埼玉県川口市木曾呂1317
- 代表者：代表理事 増田 剛
- 電話：048-294-6111
- FAX：048-294-1490
- 医療機関・事業所数

病院	〔4ヶ所〕	訪問看護ステーション	〔14ヶ所〕
診療所	〔8ヶ所〕	訪問介護ステーション	〔16ヶ所〕
歯科診療所	〔3ヶ所〕	定期巡回随時対応型訪問介護看護	〔9ヶ所〕
介護老人保健施設	〔2ヶ所〕	夜間対応型訪問介護	〔3ヶ所〕
在宅介護支援センター	〔2ヶ所〕	小規模多機能型居宅介護	〔4ヶ所〕
地域包括支援センター	〔4ヶ所〕	認知症対応型共同生活介護	〔2ヶ所〕
居宅介護支援事業所	〔18ヶ所〕	看護小規模多機能型居宅介護施設	〔3ヶ所〕
訪問リハビリ	〔4ヶ所〕	特定施設入居者生活介護	〔1ヶ所〕
通所リハビリ	〔12ヶ所〕		
通所介護	〔1ヶ所〕		

《2022年4月1日現在》

□通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの運営方針

サービスの提供にあたっては、利用者である要介護者及び要支援者などの意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行います。

利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上、並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

サービスの提供中は利用者に対する身体抑制を基本的には行いません。

□サービスを提供する介護保険法指定事業所の概要

- 事業所名：秩父生協病院
- 所在地：埼玉県秩父市阿保町1-11
- 介護保険事業者番号：1174901443
- 指定年月日：指定通所リハビリテーション 2000年4月1日
：指定介護予防通所リハビリテーション 2006年4月1日
- 管理者名：山田 昌樹
- 職員体制：医師 《常勤3名》※兼務
看護職員 《常勤1名》※兼務
リハビリ職員 《常勤7名》※兼務
介護職員 《常勤6名 非常勤6名（介護福祉士：常勤4名 非常勤3名）》

●サービス提供地域：秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町

※上記以外の方のご利用についてはご相談ください。

●営業日：要介護 月曜日から土曜日

要支援 月曜日から土曜日

●営業時間：午前8時30分から午後5時

●サービス提供時間：午前9時から午後4時

●休業日：要介護 日曜日・12月30日から1月3日

要支援 日曜日・12月30日から1月3日

□事業所設備等の概要

●定員：65名

●機能訓練室兼食堂・パワーリハビリ室の面積：257.81㎡

●静養室：1室

●浴室：1室（一般浴槽2槽 特殊浴槽2槽）

●相談室：1室（1階 地域連携相談室）

●送迎用車両：9台

□サービス内容

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に沿って、送迎・食事の提供・入浴介助・機能訓練・その他日常生活を営む上での必要な援助などを行います。

□サービスの利用方法

●サービス利用開始

1 まずは、電話等でお申し込みください。当事業所の職員がご自宅を訪問して、サービス内容をご説明しながら、ご本人の要望やご様子などについてお話を伺います。見学もできますのでお申し出下さい。

2 要介護1から5（介護給付）の方で担当の介護支援専門員がいる場合は、その介護支援専門員にご相談の上お申し込みください。

3 要支援1・2（予防給付）の方は担当の地域包括支援センター又は、担当の介護支援専門員にご相談の上お申し込みください。

4 契約を結び、サービスの提供を開始します。

●サービス利用契約の終了

1 ご利用者様のご都合でサービス利用契約を終了する場合は、サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

2 当事業所の都合で終了する場合、人員不足などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

3 以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了いたします。

・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合。

・介護保険給付でサービスをうけていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

- ・ご利用者様がお亡くなりになられた場合。
- 4 以下の場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ・守秘義務に反した場合。
 - ・ご利用者様やご家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - ・当事業所が破産した場合。
- 5 以下の場合、当事業所は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことができます。
 - ・ご利用者様が、催告したにもかかわらずサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延した場合。
 - ・ご利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
 - ・ご利用者様が入院又は病気などで、3ヶ月以上サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
 - ・ご利用者様やご家族様などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの暴言・暴力・セクシャルハラスメントなどの背信行為を行った場合。

□利用料金《お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです》

地域単価 埼玉県秩父市 1単位 10.0円

- 1 1日当たりの自己負担額は利用料金表（別紙）をご覧ください。（介護保険1割負担）
- 2 食材費 1日当たり650円（おやつ代含む）
- 3 その他介護保険の対象とならないものは利用料金表（別紙）をご覧ください。

※介護保険適用時の場合でも保険料の滞納などにより保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合はいったん1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口に提出しますと差額の払い戻しを受けることができます。

□サービス利用に当たっての留意事項

●通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成と交付

介護支援専門員の作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」（介護予防にあつては「介護予防サービス計画」）にそつて、利用者ひとりひとりのご要望と日常生活全般の状況を踏まえた「通所リハビリテーション計画」（介護予防にあつては「介護予防通所リハビリテーション計画」）を作成してケアを行います。

この「通所リハビリテーション計画」（介護予防にあつては「介護予防通所リハビリテーション計画」）は利用者又はご家族に説明し、同意を得た上でお渡しいたします。

●送迎時間

あらかじめ定め、変更が生じる場合は事前にご連絡します。交通事情等により10分前後の時間のずれはご了承ください。

●サービスの中止

利用者の都合でサービスを中止する場合

- 1 サービス利用日の前日午後5時（前日が休業の場合は全営業日の午後5時）までにご連絡

ください。

2 当日休みの場合、食事代650円を請求いたします。

●サービスの變更

利用する曜日や内容の變更を希望される場合は、遠慮なく当事業所の職員又は担当の介護支援専門員にご相談ください。

●利用料金の支払方法

1ヶ月の利用料金をまとめ、請求書を翌月20日までに交付いたします。口座振替（毎月27日振替）を基本としております。現金でのお支払いを希望される場合はお申し出ください。

□健康上の理由による中止

1 風邪・病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

2 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の變更又は中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。

3 ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、家族に連絡の上適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡をとるなど、必要な措置に講じます。

※サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振り替えることができます。但し、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

□サービス利用中の事故について

職員教育やリスクマネジメントにより事故の防止に努めます。それにもかかわらず、事業者の責めに帰すべき事由により、サービスご利用中に事故が発生し、ご利用者の心身・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償いたします。そのために介護事業者損害賠償保険に加入しています。

□職員研修の実施について

職員の資質向上を図るために研修の機会を以下のとおり設けています。

●採用時研修：採用後1ヶ月以内

●継続研修：年1回以上

□秘密保持

職員は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないこと、それは雇用関係消失後も同様であることを書面で誓約しています。

□個人情報の利用目的

1 使用目的

①介護サービス及び介護予防サービスの提供を受けるに当たって、事業所と居宅介護支援事業所の介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター又はその委託を受けた介護支援専門員）との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。

②上記①のほか、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター又はその委託を受けた介護支援専門員）又は介護サービス及び介護予防サービス事業所

との連絡調整のために必要な場合。

③現に介護サービス・介護予防サービスの提供を受けている場合で、体調の変化、及びけが等で医療機関を受診した際医師・看護職員等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

①居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に掲載されている介護サービス・介護予防サービス事業所。

②医療機関（体調等の変化及びけが等で診察をすることとなった場合）。

3 使用する期間

当事業所よりサービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

①個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。

②個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。別紙により説明いたします。

5 医療生協さいたまの個人情報の取り扱いについては別紙により説明いたします。

□相談・要望・苦情などの窓口

当事業所の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関する相談・要望・苦情などは、下記相談窓口にお申し出ください。

《サービス相談窓口》

相談担当：新井 さとみ

電話番号：0494-23-1300

受付時間：月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時まで。

※当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

●埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2568（苦情相談専用）

●秩父市 高齢者介護課 0494-25-5205

●横瀬町 健康づくり課 0494-25-0116

●皆野町 健康福祉課 0494-62-1233

●長瀬町 健康福祉課 0494-66-3111

●小鹿野町 福祉課 0494-75-4421

□非常災害対策（防火責任者：宇田川 麗）

1 防災設備：別紙「消防計画書」のとおり。

2 緊急時の対応：別紙「消防計画書」のとおり。

3 防災訓練：年2回実施しています。